

4. 入札説明会の日時及び場所等
 仕様に記載のとおり、入札説明会に出席する者には、令和3年11月3日までに、入札説明会に出席する者に対して、入札説明会の開催場所、入札の受付時間、入札の提出方法等について、入札説明会を開催する旨の案内を行います。また、入札説明会に出席する者には、入札説明会の開催場所、入札の受付時間、入札の提出方法等について、入札説明会を開催する旨の案内を行います。また、入札説明会に出席する者には、入札説明会の開催場所、入札の受付時間、入札の提出方法等について、入札説明会を開催する旨の案内を行います。

5. 証明に関する事項
 (1) 証明書等
 (2) 提出場所
 (3) 提出期限
 競争参加者は、上記2.(5)(6)を証明する証明書等を提出しなればならない。
 入札説明書による。
 3. ①に同じ。
 令和3年12月2日 12時

6. 入札の日時及び場所等
 (1) 入札の日時及び場所
 令和3年12月9日 14時00分
 新潟県新潟市中央区水道町1丁目593番地22
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 新潟庁舎 会議室
 (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
 令和3年12月8日 17時00分
 3. ①に同じ。

7. その他
 (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨。
 (2) 入札保証金及び契約保証金
 免除。
 (3) 入札の無効
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 (4) 契約書作成の要否
 要。
 (5) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
 (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表
 (1) 公表の対象となる契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（課長相当職以上経験者）が再就職していること又は課長相当職以上経験者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、並びに「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営に携わっている者を含む。
 ※注1
 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営に携わっている者を含む。
 ※注2
 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。当該契約の締結日の対する事業年度における取引の実績による。
 (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報について、当機構へのご提供及び情報のご公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、応募又は契約の締結を、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 ブリ及び主要浮魚類卵仔稚の選別・計数・計測その他業務
2. 業務目的 別紙業務仕様書詳細①から③のとおり
3. 業務場所 契約締結業者指定場所
4. 業務期限 令和4年3月23日
5. 業務内容 以下3件の業務を実施すること。
 詳細については別紙業務仕様書詳細①から③のとおり。
 - 1) ニューストンネットで採集されたブリ及び主要浮魚類仔稚の選別・計数・計測業務
 - 2) 改良型ノルパックネット (LNP) で採集されたブリ及び主要浮魚類卵仔稚の選別・計数・計測業務
 - 3) ブリ類の仔稚魚の耳石日輪解析業務
6. 成果品提出 別紙業務仕様書詳細①から③のとおり
7. その他
 - 1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
 - 2) 本業務で知り得た全ての情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行うこと。
 - 3) 作業終了後、当庁舎にてチェックを行い、不備が発覚したときはやり直しを命ずる場合がある。

業 務 仕 様 書 詳 細①

1. 件 名 ニューストンネットで採集されたブリ及び主要浮魚類仔稚の選別・計数・計測業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構新潟庁舎（以下、当庁舎）が引き渡すニューストンネットで採集されたブリ及び主要浮魚類仔稚の選別・計数・計測を行うことを目的とする。
3. 業務内容 以下の項目の通りとする。
 - 1) 検体
ニューストンネット（目合 1.0 mm）で採集 1 回につき得られた採集物から船上にてブリ類（ブリ、ヒラマサ、カンパチ）と思しき魚類を耳石保護のため目視で取り除き、5%ホルマリン溶液で固定した標本（500ml または 1000ml ポリ瓶に収納）を 1 検体とする。
 - 2) 検体数 52 検体
 - 3) 仔稚魚の同定・計数
同定・計数対象種は、マアジ、マアジ類似種（ムロアジ属、メアジ）、ブリ、ヒラマサ、カンパチ、サバ属、マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシ、サンマ、タチウオ、キビナゴ、ボラ属、葉形仔魚、スルメイカ幼生、その他の仔稚魚、その他の頭足類とする。計数は前期仔魚、後期仔魚以降、破損個体ごとに行う。ただし、スルメイカ幼生とその他の仔稚魚・頭足類は発育段階を問わない。
 - 4) 仔稚魚の体長計測
選別したマアジ、ブリ、ヒラマサ、カンパチ、サバ属、マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシ、タチウオ、キビナゴの各仔稚魚及びスルメイカ幼生について体長（スルメイカは外套長）を測定する（有効桁 0.1mm）。ただし、体長の計測は任意で選んだ 100 尾以内とする。また、体長は標準体長（脊索末端が上屈後の個体）か脊索長（同部が上屈前の個体）とし、前期仔魚（卵黄を有する個体）の体長計測は行わず、その個体数のみ計数する。
 - 5) 作業終了後の仔稚魚標本等の処理
同定・計数対象種は、それぞれサンプル瓶に 90%エタノール溶液にて収容する（その他の仔稚魚、その他の頭足類もそれぞれ別の瓶に入れること）。選別後の残滓標本については可能な限り小さな標本瓶（50ml あるいは 100ml の標準サンプル瓶）に 90%エタノール溶液で収容して返却すること。サンプル瓶には、採集年月日・定点番号・発生段階区分・ネットの種類を記したラベルを入れ、瓶の蓋には、上記ラベルに記載した同様の項目を記入する。
 - 6) 上記項目を実施した際は、実施項目を標準的な実験ノートに記録を残しておく。

4. 成果品提出 同定・計数・体長測定結果表（エクセル形式）を作成の上、当庁舎の担当職員に電子媒体（DVD 等）で提出すること。電子媒体は納品前にウイルスチェックを実施すること。

業 務 仕 様 書 詳 細②

1. 件 名 改良型ノルパックネット（LNP）で採集されたブリ及び主要浮魚類卵仔稚の選別・計数・計測業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構新潟庁舎（以下、当庁舎）が引き渡す改良型ノルパックネット（以下、LNP）で採集されたブリ及び主要浮魚類卵仔稚の選別・計数・計測を行うことを目的とする。
3. 業務内容 以下の項目の通りとする。
 - 1) 検体
LNP（目合 0.335mm、口径 45cm）で、採集 1 回につき得られた標本から、当庁舎にて頭足類の卵・稚仔及び魚類の卵・仔魚を選別し、それらを 5%ホルマリン溶液にて固定した標本を 1 検体とする。
 - 2) 検体数 52 検体
 - 3) 卵・仔稚魚（頭足類を含む）の同定・計数
分析対象種毎に、以下の項目を実施する。
 - ・ ブリ、ヒラマサ、カンパチ：前期（卵黄あり）・後期（卵黄なし）別に個体数を計数する。
 - ・ マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシ、サバ属、マアジ、タチウオ：カタクチイワシ卵は、(注 1) による発生段階 3 区分（A・B・C）の各個体及び区分不可能の個体の計数を実施する。その他の魚種卵は、(注 2) による発生段階 3 区分（A・B・C）の各個体数、及び区分不可能の個体数。ただし、マイワシ、ウルメイワシ、サバ属、マアジには類似卵が含まれる。さらにマイワシ類似卵には、コノシロ類似卵が含まれる。タチウオ卵に相当する卵径の卵は C ステージについてはタチウオ卵とタチウオ類似卵に査定し、A、B ステージおよびステージ不明卵についてはタチウオ卵と査定する。加えて、サバ属については卵径を計測する。仔魚は、前期（卵黄あり）・後期（卵黄なし）別に個体数を計数する。
 - ・ スルメイカ稚仔・ホタルイカモドキ科稚仔：それぞれの総個体数を計測する。但し外套膜のみの個体は、計数しない。
 - ・ ホタルイカ卵・ホタルイカモドキ卵（類似卵を含む。また、類似卵にはスルメイカ類似卵を含む）：それぞれの総個体数を計数する。
 - ・ コノシロ・ニギス・アカガレイ・キュウリエソ：卵の個体数を計数し、仔魚は、前期（卵黄あり）・後期（卵黄なし）別に個体数を計数する。
 - ・ ヒラメ：後期（卵黄なし）仔魚の個体数を計数する。
 - ・ その他の魚卵、頭足類稚仔：それぞれの総個体数を計数する。但し頭足類稚

仔で、外套膜のみの個体は、計数しない。

- ・ その他の仔魚：前期（卵黄あり）・後期（卵黄なし）別に個体数を計数する。

（注1）下記文献に示された発生段階区分

服部茂昌（1983）カタクチイワシ卵の発育速度と温度との関係. 第15回南
西海区ブロック内海漁業研究会報告. 59-64

（注2）下記文献に示された発生段階区分

NAKAI Z (1962) Studies of influences of environmental factors upon
fertilization and development of the Japanese sardine eggs - with some
reference to the number of their ova. Bull Tokai Reg. Fish. Res. Lab (9) 109-
150

4) 幼仔稚魚の体長計測

選別したブリ、ヒラマサ、カンパチ、スルメイカの体長（スルメイカは外套長）
を測定する（有効桁0.1mm）。ただし、体長の計測は任意で選んだ100尾以内と
する。また、体長は標準体長（脊索末端が上屈後の個体）か脊索長（同部が上屈
前の個体）とする。また、測定可能な個体については尾叉長も計測する。

5) 作業終了後の仔稚魚標本等の処理

同定・計数対象種は、それぞれサンプル瓶に90%エタノール溶液にて収容し
て返却すること（その他の仔稚魚、その他の頭足類もそれぞれ別の瓶に入れるこ
と）。サンプル瓶には、採集年月日・定点番号・発生段階区分・ネットの種類を
記したラベルを入れ、瓶の蓋には、上記ラベルに記載した同様の項目を記入す
る。

6) 上記項目を実施した際は、実施項目を標準的な実験ノートに記録を残しておく。

4. 成果品提出 同定・計数・体長計測結果表（エクセル形式）を作成の上、当庁舎の担当職員に電子
媒体（DVD等）で提出すること。電子媒体は納品前にウイルスチェックを実施する
こと。

業 務 仕 様 書 詳 細③

1. 件 名 ブリ類の仔稚魚の耳石日輪解析業務

2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構新潟庁舎（以下、当庁舎）が引き渡すニューストーンネットで採集されたブリ類仔稚魚の耳石日輪解析を行うことを目的とする。

3. 業務内容 以下の項目の通りとする。
 - 1) 検体
 ニューストーンネット（目合 1.0 mm）の採集物から、当庁舎にてブリ類（ブリ、ヒラマサ、カンパチ）を選別し、99%エタノール溶液または冷凍にて保存されている魚類を検体とする。
 - 2) 検体数 300 個体
 - 3) 各検体の同定を行い、ブリ、ヒラマサ、カンパチの場合は全長、尾叉長、標準体長を測定する。なお、脊索末端が上屈前の個体については脊索長を測定する。
 - 4) 同定を終えた個体の両側耳石（扁平石）を摘出する。
 - 5) 摘出した耳石の顕微鏡写真を撮影し、画像解析装置を用いて耳石の長軸方向のラインに沿って核から縁辺までの輪紋数の計数及び輪紋間隔の測定を行う。
 - 6) 個体の成長段階によって、耳石の研磨処理を行わなければ日輪観察が難しい場合は、下記の要領で耳石切片を作成し、観察・測定に供する。左側耳石をエポキシ樹脂（若しくは同様品）で包埋し、耳石長（長軸及び短軸）の測定を行う。中心核と輪紋が不明瞭な場合には、中心核が明瞭となるまで 2000-4000 番研磨紙で表面片側（凸面）を研磨した耳石切片を作成する。耳石切片は、スライドグラスに張り付けた状態を仕上がりとし、スライドグラスには航海番号「TY2021-05」・標本番号・体長情報を記入したラベルを貼る。体長情報には尾叉長を記入し、成長段階や尾鰭破損によって尾叉長が測定できない場合は、標準体長を記入する。また、ラベルに尾叉長または標準体長のどちらが記入されているかについても明記する。
 - 7) 耳石切片の顕微鏡写真を撮影し、画像解析装置を用いて耳石の長軸方向のラインに沿って核から縁辺までの輪紋数の計数及び輪紋間隔の測定を行う。

4. 成果品提出 採集年月日、標本番号、「5. 業務内容」の計測項目を入力した表（エクセル形式）を作成し、当庁舎の担当職員に電子媒体（DVD 等）で提出すること。電子媒体は納品前にウイルスチェックを実施すること。また、左耳石切片、日輪計数線等を確認できる画像データ、未使用の右側耳石についても提出すること。